



2025 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社神戸製鋼所
代表者名 代表取締役社長 勝川 四志彦
(コード番号：5406 東証プライム)
問合せ先 総務・CSR 部長
佐々木 憲政
(TEL：03-5739-6010)

会社名 日本高周波鋼業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小椋 大輔
(コード番号：5476 東証スタンダード)
問合せ先 総務部長
小林 和昭 (TEL：03-5687-6023)

株式会社神戸製鋼所による日本高周波鋼業株式会社の 完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）及び日本高周波鋼業株式の大同特殊鋼 株式会社への譲渡のお知らせ

株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」といいます。）及び日本高周波鋼業株式会社（以下「日本高周波鋼業」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会決議により、それぞれ、神戸製鋼所を株式交換完全親会社、日本高周波鋼業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、本日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本日、両社の取締役会において、本株式交換の効力発生を条件として、日本高周波鋼業が保有する高周波鋳造株式会社（以下「高周波鋳造」といいます。）の発行済み株式の全て（以下「高周波鋳造株式」といいます。）及び日本高周波鋼業が鋳鉄事業に関連して保有する資産を日本高周波鋼業から神戸製鋼所に対して現物配当（以下「本現物配当」といいます。）することを決定するとともに、神戸製鋼所の取締役会において、本株式交換の効力発生及び本現物配当の実施、並びに本クリアランス取得（以下に定義します。）を条件として神戸製鋼所が大同特殊鋼株式会社（以下「大同特殊鋼」といいます。）に対して神戸製鋼所が保有する日本高周波鋼業の普通株式（以下「日本高周波鋼業株式」といいます。）の全部を譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を決定し、本日、神戸製鋼所と大同特殊鋼との間で株式譲渡契約を締結しました。

なお、本株式交換の効力発生を条件として実行される本株式譲渡について、大同特殊鋼において公正取引委員会等の国内外の関係当局の許認可の取得（以下「本クリアランス取得」といいます。）が必要になると見込まれていることから、本株式交換についても本クリアランス取得を条件とし、神戸製鋼所においては、会社法（平成 17 年法律第 86 号、その後の改正を含みます。以下同じです。）第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、日本高周波鋼業においては、2025 年 6 月 24 日開催予定の日本高周波鋼業の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、本株式交換は 2026 年 2 月 2 日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（2026 年 2 月 2 日（予定））に先立ち、日本高周波鋼業株式は、2026 年 1 月 29 日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は 2026 年 1 月 28 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

神戸製鋼所は、1905 年 9 月に合名会社鈴木商店が小林製鋼所を買収、神戸製鋼所として改称したことを発祥とし、1911 年 6 月に合名会社鈴木商店から分離、株式会社神戸製鋼所として設立されました。KOBELCO グループ（神戸製鋼所を中核企業とした企業グループをいいます。以下同じです。）は、2025 年 3 月 31 日

現在、神戸製鋼所及び子会社 196 社、関連会社 47 社から構成されており、鉄鋼アルミ事業、素形材事業、溶接事業、機械事業、エンジニアリング事業、建設機械事業、電力事業及びその他事業を営んでおります。

KOBELCO グループは、鑄鍛鋼メーカーとしてスタートし、機械事業、鉄鋼の圧延、銅、エンジニアリング、建設機械、アルミ、溶接とその事業を徐々に広げてまいりました。110 年を超える歴史の中で、社会のニーズに応え、選択と拡大を進めてきた結果、現在、鉄鋼やアルミ等の素材、鑄鍛鋼やアルミ鑄鍛等の素形材、溶接材料からなる「素材系事業」、産業用機械、エンジニアリング、建設機械からなる「機械系事業」、そして「電力事業」の 3 つの事業領域で事業を展開しています。

KOBELCO グループが提供する製品・サービスは、輸送機、電機、建設・土木、産業機械、社会インフラ等あらゆる産業の基礎資材となっています。KOBELCO グループは、独自の技術をもとにした代替困難な素材や部材、省エネルギーや環境に配慮した様々な機械製品やエンジニアリング技術等、KOBELCO グループ独自の多彩な製品群を幅広いお客様に供給することで、競争優位性を生み出しています。また、電力事業では、極めて重要な社会的インフラである電力の供給という公共性の高いサービスを提供しており、KOBELCO グループは社会的にも大きな責任を担っているものと考えています。

一方、日本高周波鋼業は、1936 年 1 月に、高周波電流応用の電撃精錬による低品位鉱石及び砂鉄の精錬から製品に至る一貫生産の企業化を目的として設立された日本高周波重工業株式会社を前身とし、1950 年 5 月に日本高周波鋼業株式会社として発足しました。2025 年 3 月 31 日現在、日本高周波鋼業のグループは、日本高周波鋼業、親会社である神戸製鋼所、子会社 4 社で構成され（以下、日本高周波鋼業及びその子会社 4 社を「日本高周波鋼業グループ」といいます。）、特殊鋼・鑄鉄製品の製造、販売を主な事業内容としております。なお、日本高周波鋼業は、その子会社と合わせて、特殊鋼事業（工具鋼、特殊合金及び軸受鋼製品（鋼線・線材・棒材、鍛鋼品・二次加工品等）の製造・販売）と、鑄鉄事業（自動車部品や建設機械・産業機械部品等の特殊鑄物製品の製造・販売）の 2 つの事業セグメントを有しております。

昨今、特殊鋼業界及び鑄造業界を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少等による国内需要の中長期的な縮小、海外メーカーによるローコスト商品の進出、主要な顧客である自動車産業における EV（電気自動車）化の進展による製品構成の急激な変化等により厳しさを増しております。また、労働人口の減少や働き方の多様化に伴う人手不足・採用難、最低賃金や物流・エネルギーコストの上昇、円安による原材料費の高騰等により、日本高周波鋼業における事業の継続的な成長に対する難易度はますます高まっていると考えております。

上記の課題認識を踏まえ、神戸製鋼所は日本高周波鋼業の事業の戦略及び方向性につき、神戸製鋼所の社内において議論を重ねる中で、神戸製鋼所の事業戦略との整合性、両社で発揮可能なシナジー、日本高周波鋼業の少数株主の皆様への影響、神戸製鋼所への財務インパクトと神戸製鋼所の株主の皆様への利益への影響等の観点から検討した結果、更なる協業体制の強化による経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、更に踏み込んだグループ一体化経営を実現することで、日本高周波鋼業の企業価値向上を目指すために、完全子会社化も含めた抜本的な経営改革を検討してまいりました。

また、これまでに神戸製鋼所及び日本高周波鋼業は、連携を強化することで日本高周波鋼業の収益性の改善や金型・工具事業の合理化等の企業価値向上に向けた取り組みを進めてまいりました。当該取り組みを通して一定の成果が得られた一方で、日本高周波鋼業の特殊鋼事業と神戸製鋼所の事業ポートフォリオとの間でシナジーが限定的であることが次第に明確になってきたことから、神戸製鋼所は、日本高周波鋼業の特殊鋼事業に関する取扱いにつき、慎重に検討を重ねてまいりました。しかしながら、企業価値向上に向けた取り組みを実施している状況においても、2020 年 3 月期、2021 年 3 月期、2023 年 3 月期には親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2024 年 3 月期には親会社株主に帰属する当期純利益は日本高周波鋼業の子会社である高周波精密株式会社の固定資産の譲渡による特別利益によって一時的に回復したものの営業損失及び経常損失を計上し、さらに 2025 年 3 月期には、営業損失及び経常損失に加えて再度親会社株主に帰属する当期純損失を計上したように（注）、日本高周波鋼業の業績が安定的に黒字化するには至りませんでした。これらの結果、日本高周波鋼業が収益性を更に改善し、安定した事業運営が可能な状態となるには、上場会社として独立した事業運営を続けるよりも、日本高周波鋼業の特殊鋼事業をコア事業とし、事業基盤の構築に関する強力なサポートを行うことが可能な第三者との資本提携によって、収益性の改善及び安定した事業運営体制の再構築を目指すことが必要だと判断するに至りました。

（注）詳細は、本日公表の日本高周波鋼業のプレスリリース「2025 年 3 月期連結業績予想数値と実績値との差異、及び個別業績実績値と前期実績値との差異について」をご参照ください。

こうした中で、神戸製鋼所は、以前より接点のあった大同特殊鋼との間で、日本高周波鋼業の特殊鋼事業の譲渡について協議及び検討を開始いたしました。大同特殊鋼と協議を重ねるとともに、その結果を踏まえて改めて神戸製鋼所において検討する中で、特殊鋼事業を中核事業として位置付け、高い専門性と豊富な経験を有する大同特殊鋼に日本高周波鋼業の特殊鋼事業を譲渡し、鑄鉄事業については引き続き KOBELCO グル

ープとして事業を運営することで、神戸製鋼所及び日本高周波鋼業の企業価値向上を目指すことが最善の選択と考えるに至りました。その結果、神戸製鋼所及び大同特殊鋼は、日本高周波鋼業を非公開化し、日本高周波鋼業の特殊鋼事業を大同特殊鋼が取得することを企図し、その取引の実現可能性や採用できる取引ストラクチャーについて詳細な検討を開始することといたしました。

その後も神戸製鋼所及び大同特殊鋼間で協議を重ね、2024年5月31日には、神戸製鋼所及び大同特殊鋼から日本高周波鋼業に対して、日本高周波鋼業の非公開化及び大同特殊鋼による日本高周波鋼業の特殊鋼事業の取得（以下「本取引」といいます。）を提案いたしました。同日時点の当該提案においては、神戸製鋼所又は大同特殊鋼のいずれが日本高周波鋼業を非公開化するかは確定していなかったものの、日本高周波鋼業の非公開化の手法の1つとしては日本高周波鋼業株式会社に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を実施することが想定されていました。

日本高周波鋼業は、本取引に係る提案は、親会社で支配株主である神戸製鋼所からの提案であったことに伴い、下記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するため、本取引の検討に当たり必要となる独立した検討体制の具体的な内容について検討し、当該検討体制を適切に構築した上、本取引に係る具体的検討を開始することといたしました。具体的には、本取引の検討を開始するに際して、日本高周波鋼業は、日本高周波鋼業の取締役会における意思決定過程の公正性、透明性及び客観性の確保並びに意思決定の恣意性の排除を目的として、2024年8月27日に支配株主である神戸製鋼所及び大同特殊鋼との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については下記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置

（利益相反を回避するための措置を含む）」をご参照ください。）を設置し、併せて外部専門家を起用する等の具体的検討に向けた体制を整備いたしました。なお、本特別委員会は、下記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」の

「③ 日本高周波鋼業における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得算定の経緯」に記載のとおり、2024年9月24日、独自の財務アドバイザーとして株式会社Stand by C（以下「Stand by C」といいます。）を選任しております。

その後、神戸製鋼所及び大同特殊鋼による日本高周波鋼業に対するデュー・ディリジェンスや神戸製鋼所及び大同特殊鋼による取得対象のより詳細な精査及び協議等の結果、日本高周波鋼業の特殊鋼事業を大同特殊鋼に譲渡することを円滑に実行するために、既に日本高周波鋼業の親会社である神戸製鋼所が主体となって日本高周波鋼業を一度非公開化することについて、両社及び大同特殊鋼との間で合意に至りました。また、神戸製鋼所は、2024年5月31日時点の本取引に係る提案のように、非公開化の手法として公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を実施することも想定されるものの、神戸製鋼所の普通株式（以下「神戸製鋼所株式」といいます。）を対価とする株式交換によって日本高周波鋼業を完全子会社化することで、日本高周波鋼業の少数株主の皆様にとって、神戸製鋼所株式の保有を通じて、本取引によって神戸製鋼所に生じることが期待される事業ポートフォリオの最適化を含む神戸製鋼所の全社戦略を通じて生み出される利益を享受していただくことが可能となることや、神戸製鋼所株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており流動性が確保されているため、神戸製鋼所株式を保有し続けることも、日本高周波鋼業の少数株主の皆様が希望する場合には随時現金化することも可能となることから、日本高周波鋼業の少数株主の皆様利益にも資するため、日本高周波鋼業を非公開化する手法として神戸製鋼所株式を対価とする株式交換による完全子会社化を選択することが望ましいと考えるに至りました。以上の点を踏まえて、神戸製鋼所は、日本高周波鋼業の非公開化の手法について大同特殊鋼と協議を重ね、大同特殊鋼との間で神戸製鋼所株式を対価とする株式交換による完全子会社化とすることについて合意に至った結果、2025年4月3日に、日本高周波鋼業に対して、本取引における日本高周波鋼業の非公開化の手法として、本株式交換を提案いたしました。

日本高周波鋼業は、本株式交換の提案を踏まえて、本株式交換の検討のために、下記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載の検討体制及び外部専門家の起用を維持することを確認するとともに、本特別委員会に対して本株式交換に関する事項を諮問し、本株式交換の検討を進めてまいりました。

神戸製鋼所、日本高周波鋼業及び大同特殊鋼による検討及び協議の結果、本取引を行うことで、日本高周波鋼業の特殊鋼事業においては大同特殊鋼グループ（大同特殊鋼を中核とした企業グループをいいます。以下同じです。）の有する特殊鋼事業に関する経営ノウハウを活用するとともにシナジーの発現を図ることで競争力の強化及び収益性の向上を目指すことが可能となることや、鋳鉄事業においてはKOBELCOグループの経営資源の活用やKOBELCOグループの各社との協業及び受発注を通じた生産数量拡大が可能となること、神戸製鋼所においては事業ポートフォリオの再構築によって成長戦略の核となる分野へ経営リソースを集中さ

せることが可能となることから、本取引が神戸製鋼所及び日本高周波鋼業の企業価値向上のために有益であるとの結論に至りました。

両社及び大同特殊鋼は、本取引により、具体的には、主に以下のシナジーが顕在化すると考えております。

(i) 生産アロケーション・生産レイアウト最適化によるコストダウン、生産量の拡大及び重複投資の抑制

日本高周波鋼業及び大同特殊鋼においては、生産アロケーション・生産レイアウトの最適化を通じて、余剰キャパシティの活用による生産効率性の向上及び生産量・生産ロットの拡大を図ることが可能となります。また、重複投資を抑制することでキャッシュフローを改善し、日本高周波鋼業の特殊鋼事業の競争力の底上げを実現できるものと考えております。

(ii) 大同特殊鋼グループが持つ国内外の広範なネットワークの活用による、プレゼンスの向上及び売上拡大

国内事業において、日本高周波鋼業グループと大同特殊鋼グループの販売網共有によりプレゼンスを高めることで新規顧客を獲得し、海外事業においては、日本高周波鋼業グループは大同特殊鋼グループの広範な海外ネットワークを活用し、日本高周波鋼業グループの商品の販売を促進することで、日本高周波鋼業グループの売上拡大及びサービス向上が可能と考えております。

(iii) 各機能の共有化・集約化によるリソースの最適化、及び流通機能の統合

日本高周波鋼業グループと大同特殊鋼グループの営業部門、研究部門、調達部門、物流部門、コーポレート部門等において、リソースの最適化を行うことを企図しております。また、中長期的には、流通機能の統合を図っていくことで、日本高周波鋼業グループと大同特殊鋼グループの効率的な運営を促進するとともに、サービス向上及びコスト削減を図っていくことを検討しております。

本取引を通じて日本高周波鋼業は上場廃止となり、一般的な上場のメリットとして挙げられるエクイティファイナンスによる資金調達手段の多様化、知名度向上による信用力の向上及び採用活動への好影響、会計監査を受けることによる財務への信頼性の向上等のメリットを失う可能性があります。しかし、日本高周波鋼業は2000年4月以降エクイティファイナンスによる資金調達を実施しておらず、エクイティファイナンスの手段がなくなることによる資金調達へのデメリットは実質的にないものと考えられること、日本高周波鋼業の知名度は、その業歴の長さ、事業の実績等から既に十分に高く、非上場会社となったとしても知名度の低下のリスクは低く、人材採用等への悪影響は想定されないと考えられること、本取引実施後も神戸製鋼所及び大同特殊鋼の連結の会計監査の対象となることから財務への信頼性は維持可能と考えられることなどを踏まえ、上場廃止によって日本高周波鋼業に生じるデメリットは限定的であり、その一方で本取引実施によって得られるメリットの方が大きいと考えております。

なお、通常、株式交換完全子会社の株主は、株式交換実施後も、株式交換完全親会社への出資を通じて、株式交換完全子会社の企業価値向上による果実を間接的に享受することができる関係にあります。本取引では、少なくとも特殊鋼事業に関しては大同特殊鋼に譲渡されることから、上記の関係が成り立たず、投資の強制的な終了を伴うこととなります。

日本高周波鋼業は、投資の強制的な終了を伴うスキームとして、実務上、採用される手法である、金銭対価の公開買付け（日本高周波鋼業の非公開化を目的とするものに限る。）や株式交換の可能性を神戸製鋼所に確認したところ、神戸製鋼所からは、日本高周波鋼業の事業環境の不透明さから、現金を対価として日本高周波鋼業の株主から株式を取得する手法は難しいとの回答がなされました。加えて、日本高周波鋼業は、大同特殊鋼が神戸製鋼所の保有する日本高周波鋼業株式のみを公開買付けを通じて取得する方法についての可能性を神戸製鋼所に対して確認しましたが、大同特殊鋼は鋳鉄事業の取得を考えていないことや、大同特殊鋼は日本高周波鋼業の非公開化を希望していることから、同じく採用が難しいとの回答がなされております。

日本高周波鋼業は、本取引に係るスキームの変更は困難であるということ为前提として、本株式交換を含む本取引に係るスキームの妥当性を検討しましたが、以下の点から、本取引の方法及び取引対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものと考えております

① 本株式交換において、日本高周波鋼業の株主は、神戸製鋼所株式の保有を通じて、日本高周波鋼業の鋳鉄事業に期待されるシナジー効果を間接的に享受できる関係が認められる。

② 本取引を通じて、日本高周波鋼業の株主は日本高周波鋼業の特殊鋼事業への投資が終了となるものの、本株式交換に関しては、（日本高周波鋼業において2期連続の営業赤字が見込まれている状況においても）株式交換比率の設定に際して一定のプレミアムが付されており、本取引の実施後に想定されている日本高周波鋼業の特殊鋼事業に係る各種施策の実行を通じた、日本高周波鋼業の特殊鋼事業に期待されるシナジー効果が、日本高周波鋼業の株主にも公平に分配されているといえる。

③ 本株式交換に際して割当交付される神戸製鋼所の株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、少なくとも日本高周波鋼業株式よりも流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得いかない場合は、本株式交換により取得する神戸製鋼所株式を市場で売却し、現金化することもでき、投資を回収する機会が保障されている。

以上の点を踏まえて、両社及び大同特殊鋼との間において総合的に検討した結果、日本高周波鋼業の特殊鋼事業を大同特殊鋼に譲渡することで、競争力の強化及び収益性の向上を目指すことが可能になるとの認識で一致したことから、これを達成するために、本日、(ア)両社の取締役会は、本株式交換によって神戸製鋼所が日本高周波鋼業を完全子会社化するべく本株式交換契約を締結すること、(イ)両社の取締役会は、本株式交換の効力発生を条件として本現物配当を実施すること、並びに、(ウ)神戸製鋼所の取締役会は、本株式交換の効力発生及び本現物配当の実施、並びに本クリアランス取得を条件として神戸製鋼所が大同特殊鋼に対して本株式譲渡（本株式譲渡に係る株式譲渡契約の締結を含みます。）を実施することをそれぞれ決定いたしました。

なお、本日、日本高周波鋼業及び神戸製鋼所は、大同特殊鋼との間で、本取引の実施後の日本高周波鋼業の経営等に関する事項に関する覚書を締結しております（以下「本覚書」といいます。）。本覚書では以下に関する事項が合意されています。

- 本取引の実現に向けて、それぞれ協力を行うものとする。
- 神戸製鋼所は、本覚書締結日時点において、本現物配当を通じた日本高周波鋼業の鑄鉄事業の取得に関して、以下の意向を有していることを確認する。
 - (ア) 高周波鑄造の鑄鉄事業については、引き続き神戸製鋼所グループとして八戸地区において事業を継続する予定である。
 - (イ) 高周波鑄造の主要事業である産業機械及び建設機械分野におけるトップラインの向上に向けて神戸製鋼所グループの経営資源を活用し、神戸製鋼所グループ各社との協業及び受発注等を通じた生産売上数量拡大、並びに安全・環境・品質におけるリスク管理活動や人材確保等の課題解決をサポートする。
 - (ウ) 本取引後も鑄鉄事業に従事する高周波鑄造の役職員に事業の運営・経営を担わせるとともに、本取引実行を機に高周波鑄造の役職員の雇用及び処遇について、大きな変更を行うことは本覚書締結日時点において、予定していない。
- 大同特殊鋼は、本覚書締結日時点において、本株式譲渡を通じた日本高周波鋼業の特殊鋼事業の取得に関して以下の意向を有することを確認する。
 - (ア) 日本高周波鋼業の経営状態の著しい変化がない限りは、本取引実行を機に、日本高周波鋼業の特殊鋼事業の各拠点の操業について大きな変更を行うことは予定していない。
 - (イ) 大同特殊鋼グループ及び日本高周波鋼業の保有する経営資源の相互活用によってシナジーの発現を図り、両社の競争力強化、ひいては両社の企業価値の向上を目指す。
 - (ウ) 生産アロケーション・生産レイアウトの最適化を通じて、余剰キャパシティの活用による生産効率性の向上及び生産量・生産ロットの拡大を図る。また、重複投資の抑制で、キャッシュフローを改善させ、日本高周波鋼業の競争力の強化を図る。
 - (エ) 国内事業においては、大同特殊鋼グループの販売網共有によりプレゼンスを高めることで新規顧客を獲得し、売上拡大及びサービス向上を図り、海外事業においては、大同特殊鋼グループの広範な海外ネットワークを活用し、日本高周波鋼業の商品の販売を促進することで、売上拡大及びサービス向上を図る。
 - (オ) 半導体・医療・エネルギー分野等の高付加価値領域のトップライン向上を図るために、大同特殊鋼グループの経営資源を活用する。日本高周波鋼業自らが行う安全・環境・品質におけるリスク管理活動及び人材確保等の課題解決をサポートする。
 - (カ) 本取引実行を機に、日本高周波鋼業の従業員の雇用及び処遇について大きな変更を行うことは予定していない。
- 日本高周波鋼業は神戸製鋼所の意向及び大同特殊鋼の意向に賛同する。

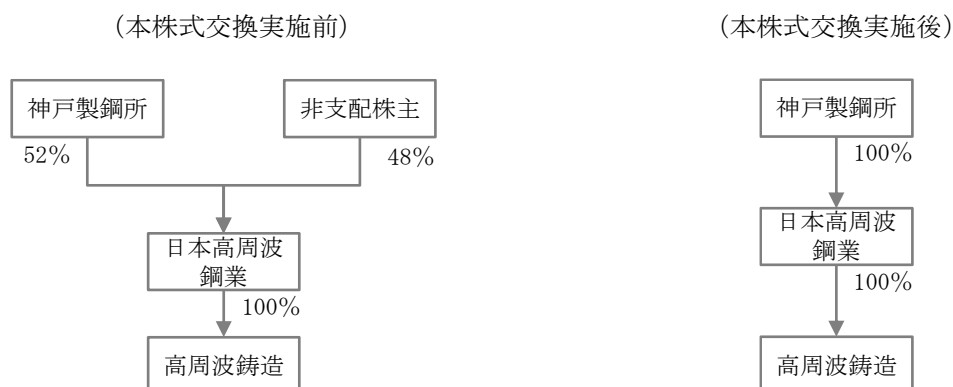
本株式譲渡の詳細については、大同特殊鋼の本日付「日本高周波鋼業株式会社の全株式の取得（完全子会社化）及び特定子会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

<本取引のストラクチャー>

本取引のストラクチャーは以下のとおりです。

(i) 本株式交換の実施

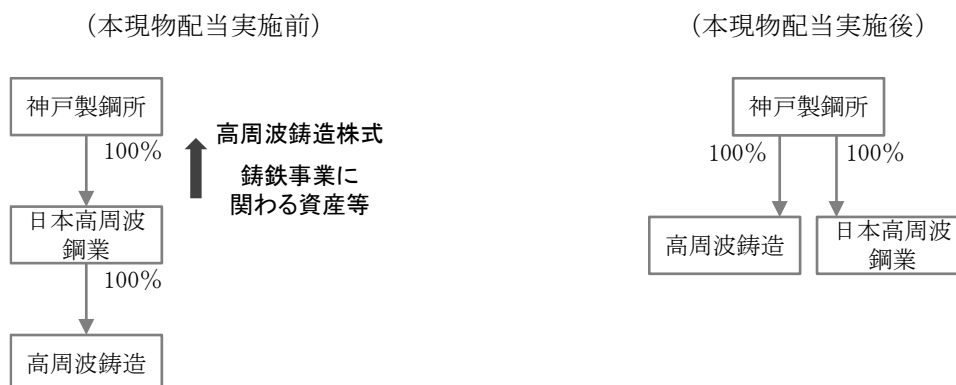
本クリアランス取得を条件として、神戸製鋼所においては、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、日本高周波鋼業においては、日本高周波鋼業の定時株主総会において承認を受けた上で、神戸製鋼所を株式交換完全親会社、日本高周波鋼業を株式交換完全子会社とする株式交換を実施します。



(注1) 図中の%は保有する議決権の総議決権数に占める比率を示しております。以下、<本取引のストラクチャー>の図中の%の記載において同じです。

(ii) 本現物配当の実施

本株式交換の効力発生を条件として、日本高周波鋼業は高周波 casting 株式及び日本高周波鋼業が casting 事業に関連して保有する資産について、神戸製鋼所に対して本現物配当を行う予定です。



(iii) 本株式譲渡の実施

上記(i)の本株式交換の効力発生及び(ii)の本現物配当の実施、並びに本クリアランス取得を条件として、神戸製鋼所は、その保有する日本高周波鋼業株式の全てを大同特殊鋼へ譲渡する予定です。なお、本日現在、神戸製鋼所と大同特殊鋼の間の資本関係は存在せず、本株式譲渡実施後も資本関係は発生しない予定です。

に対し、その保有する日本高周波鋼業株式に代えて、その保有する日本高周波鋼業株式の数の合計に本株式交換比率を乗じて得た株数の神戸製鋼所株式を交付いたします。

また、神戸製鋼所が交付する株式は、神戸製鋼所が本日時点で保有する自己株式及び神戸製鋼所が本日以降に新たに取得する自己株式の一部を充当する予定であり、現時点で本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。神戸製鋼所による本日以降の新たな自己株式の取得に関しては、本日公表の神戸製鋼所のプレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、日本高周波鋼業は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する日本高周波鋼業の取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって日本高周波鋼業が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数については、日本高周波鋼業による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

（注 3） 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、神戸製鋼所の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる日本高周波鋼業の株主の皆様については、神戸製鋼所の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、神戸製鋼所株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及び神戸製鋼所の定款の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を神戸製鋼所から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを神戸製鋼所に対して請求することができる制度です。

（注 4） 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の神戸製鋼所株式の交付を受けることとなる日本高周波鋼業の株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する神戸製鋼所株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

（4） 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換により株式交換完全子会社となる日本高周波鋼業は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1） 割当ての内容の根拠及び理由

神戸製鋼所及び日本高周波鋼業は、上記「2. 本株式交換の要旨」の「（3）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社及び大同特殊鋼から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定いたしました。神戸製鋼所はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、日本高周波鋼業はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

神戸製鋼所においては、下記「（4）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、神戸製鋼所のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村証券から 2025 年 5 月 9 日付で取得した株式交換比率に関する算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、神戸製鋼所が日本高周波鋼業に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、神戸製鋼所の

株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、日本高周波鋼業においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む)」に記載のとおり、日本高周波鋼業のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから 2025 年 5 月 9 日付で取得した株式交換比率に関する算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、支配株主である神戸製鋼所及び大同特殊鋼との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会からの指示、助言及び 2025 年 5 月 12 日付で受領した答申書 (詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む)」の「③日本高周波鋼業における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。) の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、日本高周波鋼業の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、日本高周波鋼業は本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、神戸製鋼所及び日本高周波鋼業は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、神戸製鋼所が日本高周波鋼業に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、神戸製鋼所及び日本高周波鋼業は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

神戸製鋼所の第三者算定機関である野村證券、日本高周波鋼業の第三者算定機関である山田コンサルはいずれも、両社及び大同特殊鋼から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

(i) 野村證券による算定

野村證券は、神戸製鋼所については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法 (2025 年 5 月 9 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近 5 営業日、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。) を採用して算定を行いました。

日本高周波鋼業については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法 (2025 年 5 月 9 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近 5 営業日、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。) を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。) を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.21～0.23
類似会社比較法	0.16～0.24
DCF 法	0.19～0.27

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債 (金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。) について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。日本高周波鋼業の財務予測その他将来に関する情報については、日本高周波鋼業の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前

提としております。野村證券の算定は2025年5月9日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、神戸製鋼所の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の根拠とした日本高周波鋼業の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期において、鋳鉄事業の売上の増加と営業利益率の改善により、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(ii) 山田コンサルによる算定

山田コンサルは、神戸製鋼所については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2025年5月9日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

日本高周波鋼業については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2025年5月9日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.20～0.24
類似会社比較法	0.03～0.12
DCF法	0.18～0.66

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び日本高周波鋼業から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。日本高周波鋼業の財務予測その他将来に関する情報については、日本高周波鋼業の経営陣により算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は算定時点までに山田コンサルが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、山田コンサルの算定は、日本高周波鋼業の取締役会及び本特別委員会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、山田コンサルがDCF法による算定の根拠とした日本高周波鋼業の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期において、製品構成改善や品質・操業コストの改善により特殊鋼事業と鋳鉄事業の売上と営業利益率が増加し、営業利益850百万円（前期は赤字）が見込まれております。2027年3月期において、特殊鋼事業は引き続き製品構成改善を図ることによる売上総利益率の増加により、営業利益1,290百万円（前期比+51.7%）が見込まれております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2026年2月2日（予定））をもって、日本高周波鋼業は神戸製鋼所の完全子会社となり、日本高周波鋼業株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026年1月29日付で上場廃止（最終売買日は2026年1月28日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、日本高周波鋼業株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。日本高周波鋼業株式が上場廃止となった後も、本株式交換の対価として交付される神戸製鋼所株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も東京証券取引所プライム市場において取引が可能であることから、基準時において日本高周波鋼業株式を385株以上所有し、本株式交換により神戸製鋼所の単元株式数である100株以上の神戸製鋼所株

式の割当てを受ける株主の皆様は、その保有する日本高周波鋼業株式の数に応じて一部単元株式数に満たない神戸製鋼所株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の神戸製鋼所株式については引き続き東京証券取引所プライム市場において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において385株未満の日本高周波鋼業株式を保有する神戸製鋼所の株主の皆様には、神戸製鋼所株式の単元株式数である100株に満たない神戸製鋼所株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、神戸製鋼所に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を神戸製鋼所から買い増すことも可能です。詳細については、上記「2. 本株式交換の要旨」の「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の詳細については、上記「2. 本株式交換の要旨」の(3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、日本高周波鋼業の株主の皆様は、最終売買日である2026年1月28日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する日本高周波鋼業株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)

神戸製鋼所及び日本高周波鋼業は、神戸製鋼所が、本日現在、日本高周波鋼業株式7,575,300株(2025年3月31日現在の発行済株式総数(14,687,617株)から日本高周波鋼業の自己株式数(33,685株)を控除した株式数(14,653,932株)に占める割合にして51.69%)を保有し、日本高周波鋼業が神戸製鋼所の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、神戸製鋼所は、両社及び大同特殊鋼から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2025年5月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、日本高周波鋼業は、両社及び大同特殊鋼から独立した第三者算定機関である山田コンサルを選定し、2025年5月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

上記各算定書の概要は上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が神戸製鋼所又は日本高周波鋼業の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

神戸製鋼所は、本取引の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、両社及び大同特殊鋼から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、日本高周波鋼業は、本取引の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社及び大同特殊鋼から独立しており、両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有しません。

③ 日本高周波鋼業における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

日本高周波鋼業は、2024年8月27日、本取引について検討を進めるに当たり、取引条件の公正性を担保し、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、日本高周波鋼業の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避するとともに、日本高周波鋼業が本取引を行う旨の決定をすることが日本高周波鋼業の一般株主の皆様にとって不利益なものではないことを確認することを目的として、いずれも、神戸製鋼所及び大同特殊鋼と利害関係を有しておらず、日本高周波鋼業の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役である宮島哲也氏及び長野寛之氏、並びに日本高周波鋼業の社外監査役である高尾和一郎氏の合計3名によって構成される本特別委員会を設置いたしました(なお、本特別委員会の委員の報酬は、

その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。)

日本高周波鋼業の取締役会は、本取引を検討するに当たって、本特別委員会に対し、2025年4月3日に、(i) 本取引の目的は正当性を有するか(本取引が日本高周波鋼業の企業価値向上に資するかを含む。)、(ii) 本取引の条件(本株式交換に係る株式交換比率を含む。)の公正性・妥当性が確保されているか、(iii) 本取引において、公正な手続を通じた日本高周波鋼業の株主の利益への十分な配慮がなされているか、(iv) 上記(i)から(iii)のほか、本取引は少数株主にとって不利益でないと考えられるか(以下(i)乃至(iv)を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました(なお、本取引は、当初、日本高周波鋼業の非公開化の方法として公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を実施するものであったことから、2024年8月27日の本特別委員会の設置時の諮問事項から、日本高周波鋼業の非公開化の方法として株式交換を実施することを前提とした諮問事項に修正しております。))。

本特別委員会は、2024年9月4日から2025年5月9日までに、合計15回、約17.5時間にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、日本高周波鋼業が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサル並びに法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、2024年9月24日、両社及び大同特殊鋼から独立した独自の財務アドバイザーとしてStand by Cを選任いたしました。本特別委員会は、Stand by Cが両社及び大同特殊鋼の関連当事者には該当しないこと、並びに両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有していないことを確認しております。

その上で、日本高周波鋼業からは、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換比率の算定の前提となる日本高周波鋼業の事業計画の作成手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、神戸製鋼所に対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、神戸製鋼所から、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引により創出されるシナジーの内容・シナジー創出に向けた具体的な施策、本取引を選択した理由、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本株式交換比率その他の条件等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、日本高周波鋼業の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に係る日本高周波鋼業の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。更に、日本高周波鋼業のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから、本株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、また、その独自の財務アドバイザーであるStand by Cから受けた財務的見地からの助言も踏まえて検討を行いました。

なお、本特別委員会は、神戸製鋼所と日本高周波鋼業との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、神戸製鋼所から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、日本高周波鋼業に意見する等して、神戸製鋼所との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本取引は、日本高周波鋼業の一般株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2025年5月12日付で、委員全員の一致で、日本高周波鋼業の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の答申書の概要は、次のとおりです。

(a) 答申内容

- (i) 本取引は日本高周波鋼業の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理的であると認められる。
- (ii) 本取引の条件(本株式交換に係る株式交換比率を含む。)は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。
- (iii) 本取引において、公正な手続を通じた日本高周波鋼業の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。
- (iv) 上記(i)から(iii)のほか、日本高周波鋼業にとって本取引を行うことについての決定が少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(b) 答申理由

1 本取引の目的は正当・合理的と認められるか（本取引が日本高周波鋼業の企業価値向上に資するかを含む。）

本特別委員会は、本取引に至る背景・経緯、本取引の目的及び本取引により得られるシナジー等について、日本高周波鋼業、大同特殊鋼及び神戸製鋼所に対するヒアリングを行い確認した。その内容をまとめると、大要、以下のとおりである。

- A) これまでに神戸製鋼所及び日本高周波鋼業は、連携を強化することで日本高周波鋼業の収益性の改善や金型・工具事業の合理化等の企業価値向上に向けた取り組みを進めてきた。
- B) その結果、神戸製鋼所は、日本高周波鋼業が収益性を更に改善し、安定した事業運営が可能な状態となるには、上場会社として独立した事業運営を続けるよりも、日本高周波鋼業の特殊鋼事業をコア事業とし、事業基盤の構築に関する強力なサポートを行うことが可能な第三者との資本提携によって、収益性の改善及び安定した事業運営体制の再構築を目指すことが必要だと判断するに至った。
- C) こうした中で、神戸製鋼所は、以前より接点のあった大同特殊鋼との間で、日本高周波鋼業の特殊鋼事業の譲渡について協議及び検討を開始した。神戸製鋼所は、特殊鋼事業を中核事業として位置づけ、高い専門性と豊富な経験を有する大同特殊鋼に日本高周波鋼業の特殊鋼事業を譲渡し、鋳鉄事業については引き続き KOBELCO グループとして事業を運営することで、神戸製鋼所及び日本高周波鋼業の企業価値向上を目指すことが最善の選択と考えるに至った。
- D) その後も神戸製鋼所及び大同特殊鋼間で協議を重ね、2024年5月31日には、神戸製鋼所及び大同特殊鋼から日本高周波鋼業に対して、日本高周波鋼業の非公開化及び大同特殊鋼による日本高周波鋼業の特殊鋼事業の取得を提案した。
- E) 神戸製鋼所は、非公開化の手法として公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を実施することも想定されるものの、神戸製鋼所株式を対価とする株式交換によって日本高周波鋼業を完全子会社化することで、日本高周波鋼業の少数株主にとって、神戸製鋼所株式の保有を通じて、本取引によって神戸製鋼所に生じることが期待される事業ポートフォリオの最適化を含む神戸製鋼所の全社戦略を通じて生みだされる利益を享受することが可能となることや、神戸製鋼所株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており流動性が確保されているため、神戸製鋼所株式を保有し続けることも、日本高周波鋼業の少数株主の皆様が希望する場合には随時現金化することも可能となることから、日本高周波鋼業の少数株主の利益にも資するため、日本高周波鋼業を非公開化する手法として神戸製鋼所株式を対価とする株式交換による完全子会社化を選択することが望ましいと考えるに至った。

次に、日本高周波鋼業によれば、本取引により期待されるシナジーは以下のとおりである。

- (i) 生産アロケーション・生産レイアウト最適化によるコストダウン、生産量の拡大及び重複投資の抑制

日本高周波鋼業及び大同特殊鋼においては、生産アロケーション・生産レイアウトの最適化を通じて、余剰キャパシティの活用による生産効率性の向上及び生産量・生産ロットの拡大を図ることが可能となる。また、重複投資を抑制することでキャッシュフローを改善し、日本高周波鋼業の特殊鋼事業の競争力の底上げを実現できるものと考えられる。

- (ii) 大同特殊鋼グループが持つ国内外の広範なネットワークの活用による、プレゼンスの向上及び売上拡大

国内事業において、日本高周波鋼業グループと大同特殊鋼グループの販売網共有によりプレゼンスを高めることで新規顧客を獲得し、海外事業においては、日本高周波鋼業グループは大同特殊鋼グループの広範な海外ネットワークを活用

し、日本高周波鋼業グループの商品の販売を促進することで、日本高周波鋼業グループの売上拡大及びサービス向上が可能と考えている。

(iii) 各機能の共有化・集約化によるリソースの最適化、及び流通機能の統合

日本高周波鋼業グループと大同特殊鋼グループの営業部門、研究部門、調達部門、物流部門、コーポレート部門等において、リソースの最適化を行うことを企図している。また、中長期的には、流通機能の統合を図っていくことで、日本高周波鋼業グループと大同特殊鋼グループの効率的な運営を促進するとともに、サービス向上及びコスト削減を図っていくことを検討している。

本取引を通じて日本高周波鋼業は上場廃止となり、一般的な上場のメリットとして挙げられるエクイティファイナンスによる資金調達手段の多様化、知名度向上による信用力の向上及び採用活動への好影響、会計監査を受けることによる財務への信頼性の向上等のメリットを失う可能性がある。しかし、日本高周波鋼業は2000年4月以降エクイティファイナンスによる資金調達を実施しておらず、エクイティファイナンスの手段がなくなることによる資金調達へのデメリットは実質的にないものと考えられること、日本高周波鋼業の知名度は、その業歴の長さ、事業の実績等から既に十分に高く、非上場会社となったとしても知名度の低下のリスクは低く、人材採用等への悪影響は想定されないと考えられること、本取引実施後も神戸製鋼所及び大同特殊鋼の連結の会計監査の対象となることから財務への信頼性は維持可能と考えられることなどを踏まえると、日本高周波鋼業は、上場廃止によって生じるデメリットは限定的であり、その一方で本取引実施によって得られるメリットの方が大きいと考えている。

以上の、本取引に至る経緯、日本高周波鋼業の経営課題、本取引の目的及び本取引により得られるシナジー等についての説明内容については、いずれも特段不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められる。

したがって、本取引は日本高周波鋼業の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理的であると認められる。

2 本取引の条件（株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

(1) 本取引に係るスキームの妥当性

通常、株式交換完全子会社の株主は、株式交換実施後も、株式交換完全親会社への出資を通じて、株式交換完全子会社の企業価値向上による果実を間接的に享受することができる関係にある。他方で、本取引では、少なくとも特殊鋼事業に関しては大同特殊鋼に譲渡されることから、上記の関係が成り立たず、投資の強制的な終了を伴うこととなる。

投資の強制的な終了を伴うスキームとして、実務上、採用される手法としては、金銭対価の公開買付け（日本高周波鋼業の非公開化を目的とするものに限る。）又は株式交換も考えられるが、神戸製鋼所からは、日本高周波鋼業の事業環境の不透明さから、現金を対価として日本高周波鋼業の株主から株式を取得する手法は難しいとの回答がなされた。

加えて、日本高周波鋼業は、大同特殊鋼が神戸製鋼所の保有する日本高周波鋼業株式のみを公開買付けを通じて取得する方法についての可能性を神戸製鋼所に対して確認したところ、大同特殊鋼は鑄鉄事業の取得を考えていないことや、大同特殊鋼は日本高周波鋼業の非公開化を希望していることから、同じく採用が難しいとの回答がなされた。

以上の点から、本特別委員会は本取引に係るスキームの変更は困難であるということをも前提として、本株式交換を含む本取引に係るスキームの妥当性を検討すると、以下の点から、本取引の方法及び取引対価の種類等に不合理な点は認められず、適切なものとする。

- ① 本株式交換において、日本高周波鋼業の株主は、神戸製鋼所株式の保有を通じて、日本高周波鋼業の鋳鉄事業に期待されるシナジー効果を間接的に享受できる関係が認められる。
- ② 本取引を通じて、日本高周波鋼業の株主は日本高周波鋼業の特殊鋼事業への投資が終了となるものの、本株式交換に関しては、(日本高周波鋼業において2期連続の営業赤字が見込まれている状況においても) 株式交換比率の設定に際して一定のプレミアムが付されており、本取引の実施後に想定されている日本高周波鋼業の特殊鋼事業に係る各種施策の実行を通じた、日本高周波鋼業の特殊鋼事業に期待されるシナジー効果が、日本高周波鋼業の株主にも公平に分配されているといえる。
- ③ 本株式交換に際して割当交付される神戸製鋼所の株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、少なくとも日本高周波鋼業株式よりも流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得いかない場合は、本株式交換により取得する神戸製鋼所株式を市場で売却し、現金化することもでき、投資を回収する機会が保障されている。

(2) 株式交換比率に関する検討

本特別委員会は、株式交換比率である1 : 0.26 (日本高周波鋼業株式1株に対して神戸製鋼所株式0.26株を割当て) は、以下の理由から公正かつ相当な比率であると考ええる。

- (i) 株式交換比率について、日本高周波鋼業、神戸製鋼所及び大同特殊鋼から独立した本特別委員会が交渉を行うことにより、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、初回提案である1 : 0.22 (日本高周波鋼業株式1株に対して神戸製鋼所株式0.22株を割当て) から最終提案に係る比率である1 : 0.26 (日本高周波鋼業株式1株に対して神戸製鋼所株式0.26株を割当て) まで、神戸製鋼所による合計6回の提案を経て合意された比率であり、真摯な交渉を重ねた上で合意に至った比率であると考えられること。
- (ii) 本株式交換の公表日の前営業日 (2025年5月9日) における神戸製鋼所株式の市場価格を基に算出した対価相当額434円は、2022年5月10日以降2025年5月9日までの3年間においては、土地売却の影響が株価に影響を与えていたとも考えられる2023年8月2日付プレスリリース「子会社の固定資産の譲渡による特別利益の計上に関するお知らせ」を公表した翌日の2023年8月3日から、2024年8月2日付プレスリリース「第2四半期連結累計期間及び通期連結業績予想の修正について」を公表した翌日の2024年8月3日までの期間を除くと日本高周波鋼業株式の場合を含む高値を上回っており、同期間に市場で日本高周波鋼業株式を取得した株主に経済的不利益が生じない水準であること。
- (iii) 山田コンサルが株式価値を算定するにあたり前提とした日本高周波鋼業の事業計画に関して、株式交換比率が不合理に低く算定されるような前提を置いているなどの不合理な点は認められなかったこと。
- (iv) 山田コンサルによる株式交換比率算定結果は、神戸製鋼所の市場株価法の株式価値算定結果に対して、市場株価法では0.20~0.24、類似会社比較法では0.03~0.12、DCF法では0.18~0.66となり本株式交換に係る交換比率については、山田コンサルによる株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法の算定レンジの上限を上回り、DCF法による算定結果のレンジの範囲内であること。

(v) 日本高周波鋼業の株式1株に対して神戸製鋼所の株式0.26株という株式交換比率は、本株式交換の公表日の前営業日(2025年5月9日)を算定基準日として、基準日の終値による株価比率、直近1ヶ月の終値による株価比率の単純平均、直近3ヶ月の終値による株価比率の単純平均及び直近6ヶ月の終値による株価比率の単純平均をもとに算定された比率に対して11.0%、20.6%、25.6%及び18.5%のプレミアムをそれぞれ加えた比率である。これは、経済産業省により策定された「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表された類似事例(組織再編実施前の時点で対象会社を買収者の上場子会社かつ、買収者が上場会社、かつ株式交換比率について公表日の前営業日を基準日として、基準日の終値、基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値に基づいて算定された比率のいずれに対してプレミアムを加えた比率となっている事例)におけるプレミアム水準と照らしても遜色のない水準であり、相応のプレミアムが付されているものと認められる。特に、日本高周波鋼業は、2020年3月期、2021年3月期、2023年3月期及び2025年3月期に親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2024年3月期及び2025年3月期に営業損失及び経常損失を計上しており、事業の収益性において不安定さを抱えていることから大幅なプレミアムを見込むことが困難な状況にある。かつ、これに加えて、日本高周波鋼業は、2025年5月12日付で「特別損失(減損損失)の計上に関するお知らせ」を公表の上、特殊鋼生産設備等及び特殊鋼販売拠点に関して7,364百万円の減損損失を計上することを一般に公表予定であるところ(以下「本件減損」という。)、当該公表がなされた場合には日本高周波鋼業株式の市場株価は相応に下落する可能性があり、当該公表がなされる前の日本高周波鋼業株式の市場株価を基準として一定程度のプレミアムが付されている株式交換に係る提案を承認することは株主利益の観点から一定の合理性があるものと考えられること(注)。

(注) 日本高周波鋼業によれば、本件減損は、本取引の交渉・協議・検討とは無関係に、日本高周波鋼業の事業の状況を原因として、日本高周波鋼業の監査法人からの指摘により議論が開始されており、本株式交換に係る株式交換比率の協議に影響を与える意図等は存在しない。

以上を総合的に考慮すると、株式交換比率を含む本取引の条件は妥当性が確保されていると考えられる。

3 本取引における、公正な手続を通じた日本高周波鋼業の株主の利益への十分な配慮がなされているか

日本高周波鋼業は、本株式交換に係る手続の公正性の担保、本株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下の対応を実施している。以下を総合的に考慮すると、本取引において、公正な手続を通じた日本高周波鋼業の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

(1) 本特別委員会の設置

日本高周波鋼業は、本取引の検討にあたり、日本高周波鋼業の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として本特別委員会を設置しているところ、以下に述べるとおり、本特別委員会は、独立性を有し、かつ、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本取引の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。

(a) 委員構成・独立性

本特別委員会の各委員は、日本高周波鋼業の社外取締役2名及び社外監査役1名により構成されているところ、当該各委員は、神戸製鋼所、大同特殊鋼及び日本高周波鋼業並びに本取引の成否から独立しており、また、その報酬についても、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていない。

以上に照らせば、本特別委員会の各委員について独立性はいずれも認められるものと考えられる。

(b) 交渉過程に関与する権限の付与

日本高周波鋼業の取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対して、本取引に係る取引条件等について神戸製鋼所及び大同特殊鋼と交渉を行う権限を付与している。

(c) 外部アドバイザー等の選任権限等の付与

日本高周波鋼業の取締役会は、本特別委員会の設置の決議に際し、本特別委員会に対し、日本高周波鋼業が選任する外部アドバイザーを利用することができるほか、必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は日本高周波鋼業が負担するものとされている。）を付与している。

これを受けて、本特別委員会は、S t a n d b y Cに対するヒアリングを通じて独立性に問題ないことを確認の上、独自の財務アドバイザーとしてS t a n d b y Cを選任した。

(d) 日本高周波鋼業の取締役会における本特別委員会の判断の取扱い

日本高周波鋼業の取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重するものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、日本高周波鋼業の取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しない旨を決議している。

(2) 日本高周波鋼業における外部専門家からの独立した専門的助言等の取得

(a) 第三者算定機関からの株式交換比率に関する算定書の取得

日本高周波鋼業は、神戸製鋼所、大同特殊鋼、及び日本高周波鋼業並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任の上、同社に対して本株式交換に係る株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率に関する算定書を取得している。

(b) リーガル・アドバイザーからの法的助言等の取得

日本高周波鋼業は、神戸製鋼所、大同特殊鋼、及び日本高周波鋼業並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本株式交換に関する日本高周波鋼業の取締役会の意思決定の過程、方法、その他の本株式交換に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受け、また、神戸製鋼所に対する法務デュー・ディリジェンスの結果として法務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

(c) 会計・税務アドバイザーからのデュー・ディリジェンス結果の取得

日本高周波鋼業は、神戸製鋼所、大同特殊鋼、及び日本高周波鋼業並びに本取引の成否から独立した会計・税務アドバイザーとして税理士法人山田&パートナーズを選任し、税理士法人山田&パートナーズより、神戸製鋼所に対する会計・税務デュー・ディリジェンスの結果として会計・税務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

(3) 交渉過程における神戸製鋼所関係者の関与による不当な影響の不存在

日本高周波鋼業の取締役のうち、小椋大輔代表取締役社長（2023年4月に神戸製鋼所から日本高周波鋼業に転籍）、小谷清久取締役（2024年4月に神戸製鋼所から日本高周波鋼業に転籍）及び生治理仁取締役（2024年6月以降、神戸製鋼所の従業員と日本高周波鋼業の取締役を兼務）を除く4名の取締役により、取締役会において本取引に係る審議を行っている（加えて、日本高周波鋼業の監査役のうち、谷川通隆監査役（2022年6月に神戸製鋼所の子会社であるコベルコ建機株式会社から日本高周波鋼業に転籍）は当該審議に参加していない。）。

さらに、これらの取締役及び監査役は、本取引に係る2025年5月12日開催の取締役会決議についても審議及び決議に参加しない予定である。

そして、本株式交換における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を回避する観点から、小椋大輔代表取締役社長、小谷清久取締役及び生治理仁取締役に加え、谷川通隆監査役は、日本高周波鋼業の立場で本取引に係る検討及び協議・交渉に参加していない。

他方で、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役は、日本高周波鋼業の事業計画の策定に際しては、日本高周波鋼業の役職員に係る人員の都合上、関与が必須であることから、日本高周波鋼業からの要望により、事業計画の策定に関与をしている。小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役による日本高周波鋼業の事業計画の策定過程の関与に関しては、事業計画の内容や策定の経緯に関して、山田コンサル及びS t a n d b y Cからの質疑を通じた確認を経ており特段問題視するべき事情の指摘がなされていない。

そのため、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役の事業計画の策定への関与について特段問題視するべき事象は見当たらない。

(4) 日本高周波鋼業による協議・交渉

日本高周波鋼業は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本株式交換に係る株式交換比率について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を神戸製鋼所との間で複数回に亘って行っている。

なお、当該協議・交渉にあたっては、本特別委員会は、日本高周波鋼業から当該協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を通じて方針等を協議し、意見を述べるなどした上で行うなど、本特別委員会が神戸製鋼所との交渉過程に実質的に関与する形で行われている。

(5) マーケットチェックに関する事項

日本高周波鋼業及び神戸製鋼所との間において、潜在的な買収者による対抗提案を制限するような合意等は存在しない。

他方で、現在、神戸製鋼所は、日本高周波鋼業の株式の50%超を保有する支配株主であるところ、神戸製鋼所は本取引の提案主体として、本取引の実施を推進していることから、日本高周波鋼業において積極的なマーケットチェックを実施する必要性が高いとは認められず、積極的なマーケットチェックに係る施策を実施していないとしても不合理とは認められない。

(6) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件に関する事項

日本高周波鋼業は、本株式交換の実施に関して、株主総会において、一定数以上（神戸製鋼所以外の株主の議決権の過半数）の賛成の議決権行使が行われなかったことを株式交換契約の解除条件として設定することなどの対応を行っていない（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件）。

しかしながら、支配株主による従属会社の買収のように、対象会社の株式の保有割合が高い買収者によるM&Aにおいては、当該マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することにより、企業価値の向上に資するM&Aが阻害される懸念等も指摘されているところである。

本株式交換についても、神戸製鋼所は、日本高周波鋼業の株式の総株主の議決権の50%超を保有する支配株主であることから、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することで、上記の阻害効果が懸念されることから、当該条件を設定しないことについて不合理とは認められない。

（7） 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

本株式交換に係るプレスリリースにおいては、法令や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示が予定されているほか、日本高周波鋼業の一般株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

4 上記1から3のほか、日本高周波鋼業による本取引を行うことについての決定が少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

以上のとおり、（i）本取引は日本高周波鋼業の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられ、（ii）株式交換比率を含む本取引の条件には公正性・妥当性が確保されていると考えられ、（iii）本取引において、公正な手続を通じた日本高周波鋼業の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

日本高周波鋼業による本取引を行うことについての決定は、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

④ 日本高周波鋼業における利害関係を有しない取締役会全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本取引に関する議案を決議した本日開催の日本高周波鋼業の取締役会においては、日本高周波鋼業の取締役7名のうち、小椋大輔代表取締役社長（2023年4月に神戸製鋼所から日本高周波鋼業に転籍）、小谷清久取締役（2024年4月に神戸製鋼所から日本高周波鋼業に転籍）及び生治理仁取締役（2024年6月以降、神戸製鋼所の従業員と日本高周波鋼業の取締役を兼務）を除く4名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本取引の実施を決議しております。なお、小椋大輔代表取締役社長、小谷清久取締役及び生治理仁取締役に加え、谷川通隆監査役（2022年6月に神戸製鋼所の子会社であるコベルコ建機株式会社から日本高周波鋼業に転籍）は、日本高周波鋼業の立場で本取引に係る検討及び協議・交渉に参加しておりません。他方で、小椋大輔代表取締役社長及び小谷清久取締役は、日本高周波鋼業の事業計画の策定に際しては、日本高周波鋼業の役職員に係る人員の都合上、関与が必須であることから、特別委員会からの承認を得て、日本高周波鋼業からの要望により、事業計画の策定に関与をしております。

⑤ 本特別委員会における独立した財務アドバイザーからの助言の取得

本特別委員会は、上記「③ 日本高周波鋼業における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、両社及び大同特殊鋼から独立した独自の財務アドバイザーとしてStand by Cを選任し、Stand by Cから本株式交換比率の算定等に関する助言を得ております。なお、Stand by Cは、両社及び大同特殊鋼の関連当事者には該当せず、両社及び大同特殊鋼との間で重要な利害関係を有しません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

(単位：百万円。特記しているものを除く)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	株式会社神戸製鋼所	日本高周波鋼業株式会社
(2) 所 在 地	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	東京都千代田区岩本町一丁目10番5号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 勝川 四志彦	代表取締役社長 小椋 大輔
(4) 事 業 内 容	鉄鋼・非鉄金属及びその合金の製造販売、鋳鉄品・鋳鍛鋼品及び非鉄合金の鋳鍛造品の製造販売、電気供給事業、産業機械器具・輸送用機械器具・電気機械器具及びその他の機械器具の製造販売、各種プラントのエンジニアリング及び建設工事の請負等	工具鋼、特殊合金、軸受鋼製品の製造販売 自動車部品や建設機械・産業機械部品等の特殊鋳物製品の製造販売
(5) 資 本 金	250,930 百万円 (2025 年 3 月 31 日現在)	12,721 百万円 (2025 年 3 月 31 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1911 年 6 月 28 日	1950 年 5 月 18 日
(7) 発 行 済 株 式 数	396,345,963 株 (2025 年 3 月 31 日現在)	14,687,617 株 (2025 年 3 月 31 日現在)
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	(連結) 39,273 人 (2025 年 3 月 31 日現在)	(連結) 1,088 人 (2025 年 3 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	自動車、電気機器、造船等の産業分野及び官公庁向け	神戸製鋼所、株式会社カムス、神鋼商事株式会社、株式会社啓愛社、浅井産業株式会社
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ 銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三井住友銀行	株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ 銀行、株式会社三井住友銀行、三菱UFJ 信託銀行株式会社
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 16.94% (株)日本カストディ銀行(信託口) 4.26% 野村信託銀行(株)(投信口) 2.22% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 1.41% 日本生命保険(相) 1.28% (2025 年 3 月 31 日現在)	神戸製鋼所 51.69% (2025 年 3 月 31 日現在)

(13) 当事会社間の関係							
資本関係		神戸製鋼所は、日本高周波鋼業の発行済株式数（14,687,617株）から自己株式数（33,685 株）を減じた株式数の 51.69%に相当する 7,575,300株の株式を保有しており、親会社であります。					
人的関係		神戸製鋼所の従業員 1 名が、日本高周波鋼業の取締役を兼務しております。また、日本高周波鋼業は、2025 年 3 月 31 日現在、神戸製鋼所より 3 名を出向者として受け入れております。					
取引関係		軸受鋼の二次加工の受委託、他					
関連当事者への該当状況		日本高周波鋼業は神戸製鋼所の連結子会社であり、神戸製鋼所と日本高周波鋼業は相互に関連当事者に該当します。					
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態							
決算期		神戸製鋼所（連結）			日本高周波鋼業（連結）		
		2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
連 結 純 資 産		977,653	1,127,346	1,237,059	15,136	21,768	13,661
連 結 総 資 産		2,874,751	2,919,774	2,891,053	41,998	38,958	32,123
1 株当たり連結純資産（円）		2,314.31	2,675.13	2,941.14	1,032.83	1,485.48	932.30
連 結 売 上 高		2,472,508	2,543,142	2,555,031	44,551	36,614	36,774
連 結 営 業 利 益		86,365	186,628	158,721	821	△1,635	△787
連 結 経 常 利 益		106,837	160,923	157,192	866	△1,585	△728
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		72,566	109,552	120,180	△150	6,612	△7,738
1 株当たり連結当期純利益 （円）		183.80	277.38	304.64	△10.30	451.21	△528.09
1 株当たり配当金（円）		40.00	90.00	100.00	5.0	50.0	-

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社神戸製鋼所
(2) 所在地	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 勝川 四志彦
(4) 事業内容	鉄鋼・非鉄金属及びその合金の製造販売、鋳鉄品・鋳鍛鋼品及び非鉄合金の鋳鍛造品の製造販売、電気供給事業、産業機械器具・輸送用機械器具・電気機械器具及びその他の機械器具の製造販売、各種プラントのエンジニアリング及び建設工事の請負等
(5) 資本金	250,930百万円
(6) 決算期	3月31日

(7)	純	資	産	現時点では確定しておりません。
(8)	総	資	産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

本取引による神戸製鋼所及び日本高周波鋼業の業績への影響につきましては、現在精査中ではありますが、今後、業績予想修正の必要性又は公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、既に日本高周波鋼業株式 7,575,300 株（2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（14,687,617 株）から日本高周波鋼業の自己株式数（33,685 株）を控除した株式数（14,653,932 株）に占める割合にて 51.69%）を保有している神戸製鋼所が日本高周波鋼業を完全子会社化するものであり、日本高周波鋼業にとって支配株主との取引等に該当いたします。

日本高周波鋼業が、2024 年 6 月 21 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「親会社である株式会社神戸製鋼所との間で少数株主との利益が相反する取引となる場合、独立社外取締役および独立性を有する監査役の意見も踏まえ取締役会にて審議・決議することで、少数株主に不利益が及ばぬよう配慮を行っています」と記載しております。

本取引に際して、日本高周波鋼業は、利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見を取得し、かつ、上記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための各措置を講じており、これらの対応は上記指針の趣旨に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本取引は、日本高周波鋼業にとって支配株主との取引に該当することから、日本高周波鋼業は、公正性を担保し、利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において本取引に関する諸条件について慎重に協議・検討し、更に上記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

日本高周波鋼業は、本特別委員会から、2025 年 5 月 12 日付で、本取引を行う旨の決定をすることは日本高周波鋼業の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨の答申を含む答申書を受領しております。詳細は、上記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」をご参照ください。

以上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績
神戸製鋼所 (当期業績予想は 2025 年 5 月 12 日公表分)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社に帰属する 当期純利益
当期業績予想 (2026 年 3 月期)	2, 550, 000	140, 000	120, 000	100, 000
前期実績 (2025 年 3 月期)	2, 555, 031	158, 721	157, 192	120, 180

(単位：百万円)

日本高周波鋼業

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社に帰属する 当期純利益
前期実績 (2025 年 3 月期)	36, 774	△787	△728	△7, 738

(単位：百万円)

(注) 日本高周波鋼業につきましては、2026 年 1 月 29 日付で上場廃止となる予定のため、2026 年 3 月期の業績予想は発表しておりません。